

区分	国名	内容
技 術 者	Sweden	National Swedish Board of Education : 近く研修について政府に提案 (1967)
	Switzerland	製薬会社 : 1964~65に試験的に研修コース(1966)
	United Kingdom	Institute of Animal Technicians Associationが、3段階の教育・研修・認定。
	U. S. A.	Amer. Assoc. Lab. Anim. Sci. : 3段階の教育, 研修, 認定。 ** Dept. of LaborはManpower Act (1962)により研修の費用支出可能性あり。
	I C L A	2段階の教育・研修を推奨
専 門 家	Denmark	生物系, 化学系の大学課程に Science of Research Animalsが含まれる (1965)。
	Federal German Republic	* 現在, Hannover・Berlin 大学にコースあり。近く, 全獣医大学に Inst. Lab. Anim. Sci (1967 私信)
	Switzerland	Zoological Institute of University Basle (Faculty of Sci.) 1961以来正規講義 (1966)
	U. S. A.	Vet. Schoolで undergraduate, postgraduate の講義。 American College of Lab. Anim. Med. で postdoctoral コース。

注. 年号は I C L A Bulletin に記載されているもの, ただし (*) 印はそれ以外のニュース資料による。

資 料 4.

センターで維持する予定の実験動物の種類・系統数

I. マウス (15系統)

1. 日本で分離育成した系統 (AA, DDD, DDK, DDY, DK1, KK, NC, RR, 4CS)
2. 外国から輸入された系統 (A, AKR, BALB/C, CF#1, CFW, C57BL/6, C57BR, DBA/2, RF, 129)
3. その他今後分離育成される系統

以上のうちから15系統をえらぶ。

II. ラット (5系統)

1. 日本で分離育成したもの (Donrvu, Toma, Wistar - Imamichi)
2. 外国からの輸入系統 (Fisher - 344, Long - Evans, Sprague - Dawley, Wistar - King A)
3. その他今後分離育成される系統

以上のうちから5系統をえらぶ。

III. ハムスター (3系統)

1. 日本で系統化されたもの (APG, APA (アルビノ))
2. 輸入された系統 (Colden var. cream)
3. 今後系統化されるもの。

以上のうちから3系統をえらぶ。

IV. その他のげっ歯類 (5種類)

1. 現在実験動物となっているもの (チャイニーズ、ハムスター、ユーロピアン・ハムスター、コットンラット、スナネズミ、ステップレミング)
2. 今後実験動物化されるもの。

以上のうちから5種類をえらぶ。

V. モルモット (3系統)

1. 日本で系統化されたもの (COY)
2. 輸入された系統 (NIH2, NIH13)
3. 今後系統化されるもの

以上のうちから3系統をえらぶ。

VI. ウサギ (3系統)

1. 日本で分離育成が開始されたもの (JW-Nibs)
2. 輸入された系統 (Dutch, New Zealand White, Himalayan)
3. 今後分離育成される系統

以上のうちから3系統をえらぶ。

VII. ニワトリ (5系統)

1. 日本で育成が開始された系統 (Ohmiva-B, Ohmiva-G, TJN, JS)
2. 輸入し、系統化を開始した系統 (Line15, GGGP)
3. 今後分離育成される系統

以上のうちから5系統をえらぶ。

VIII. ウズラ (3系統)

1. 日本で育成が開始された系統 (Jg-Nibs, Sex-Linked White, Yellow)
2. 今後分離育成 (国の内外) される系統

以上のうちから3系統をえらぶ。

IX. ハト (3系統)

1. 日本で今後育成される系統
2. 輸入される系統 (White Carneau Pigeon, その他)

以上のうちから3系統をえらぶ。

X. イヌ (3品種)

1. 日本で今後育成されるもの (たとえば, シバイヌ, ニホンテリア, その他)
2. 輸入されるもの (ビーグル, フォックスハウンド, その他)

以上のうちから3品種をえらぶ。

XI. ネコ (2品種)

1. 日本で今後分離育成されるもの
2. 輸入されるもの

以上のうちから2品種をえらぶ。

参考資料 1.

庶 発 第534号 昭和41年5月23日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振 一 郎

研究用生物系統株保存利用機構の整備について (勧告)

標記のことについて、本会議第46回総会の議に基づき下記のとおり勧告します。

記

近年生物科学の発展のなかで一定の遺伝的資質をもった生物株を保存し、随時これを研究の材料と

することが研究上不可欠となってきた。そのため、国際的には国際連合（FAO ユネスコ等）の自然科学事業としてこれがとりあげられ、世界共通の生物系統株保存機構の充実が進められており、わが国でもこれに対応する機構を早々に整備することが要請されている。

爾来わが国でも部分的に、研究用生物系統株の保存利用の予算的・機構的措置がとられてはいるが、いずれも極めて不十分であって国内的研究の要求を充たすにいたらず、国際的要請に応ずる面から見て程遠いものである。

よって政府はこの方面の予算を大幅に増額するとともに、その保存利用の機構を早急に整備するよう配慮されたい。

上記機構の整備については、日本学術会議においても慎重な討議が行なわれているが、具体的検討を進める際には、学術会議の意見を徴されたく、なお現在までの討議資料を添付するので参考にされたい。

ここに勧告するものは、研究用生物系統株の保存利用機構についてであるが、これら生物系統株の保存は工業、農業、医薬方面等、生産、厚生に利用する面においても極めて重要な意味をもつものであることを申し添える。

説 明

近時諸科学の急激な発展とともに科学研究の基盤の整備強化が一般に重要視されているが、研究用生物系統株の保存利用機構の整備もひろく生物科学諸分野の一層の発展のための基盤として緊急且一般に強く要望されているものである。

近代科学の確立をみない時代においては、作物或いは、家畜の優良品種は主としてその生産に従事する人々によって開発保存され、自然発生的に伝播する状態であったが、現代ではわが国においても国立或いは民間の種苗場、種畜牧場、その他試験研究機関が設置されて優良品種の保存、開発並びに配布を行ない、実際の生産に供している。一方、遺伝学、育種学の確立発展から、これらの経験的領域で得られた品種を素材としてその理論的追求めが行なわれ、それ自身の理論的内容を豊富にするとともに、生産面に対しても多くの寄与を生みだしている。

また、諸種の病原微生物の保管がわが国の防疫、医療に多くの貢献を与えたことは多言を要しないところである。現在では微生物の利用開発の面も大いに進み、農業或いは工業の生産上有用或いは有害な菌株も多数に保管され、分類学的或いは遺伝学的定型株をも含めてこれらの微生物株は微生物学そのものはもとより、その他の生物科学諸分野の発展のために不可欠の基盤的素材となっている。

いわゆる実験動物が研究資材として重要なことは今さら云々する必要もない。特に最近ではいわゆる純系動物がますます重要な研究資材となりつつあるし、さらに無菌動物もその素材的価値を高めつつある。しかもこれらの実験動物は免疫科学の発展或いは組織培養、培養細胞の手法の確立とともにその役割の重要性が一層広い生物科学諸分野において認められつつある。

以上の趨勢に伴なって遺伝学的に、或いは分類学的に系統化された諸種の動植物、微生物を主として研究上の目的からこれを適正に管理保存し、必要に応じて国の内外の研究者の需要に迅速に充たせようとする事は近時国内的にも国際的にもしばしば企図されるようになった。現に、例えば、UNESCO、FAO、WHO等の国際連合の諸機関においても自然科学事業の一端として積極的に

これを取りあげており、またわが国でも文部省予算によって長期にわたって国立大学等の研究機関に対し、系統保存費、特別事業費等が支出されている。しかし、これらの国費支出はなお極めて不充分であり、また必要な定員も配置されていない。とくにこれらの生物系統株を適正且つ正確に保管し、必要に応じてその遺伝的能力を正確に評価するとともに、必要な情報を整備して、生物科学研究者の要求に迅速に対応するように組織された統一的研究サービス機構に欠けている。

日本微生物菌株保存連盟のような不完全な機構が存在するのみである。

このような生物系統株の保管配布事業の現状は、現在の生物科学諸分野の発展に即応しないのみならず、むしろ部分的に支障さえ与えている。一方わが国の保管事業に従事している人々の努力は、国際的にも高く評価されており、例えば、1965年以来に実施されている UNESCO の「微生物の研究の促進」事業は微生物菌株の保管配布機構の国際的な整備をその主要任務の一つとしているが、この事業案はそもそもわが国の提案が多くの国の賛同を得て実施されるようになったものである。

わが国の研究用生物系統株の保存利用機構は、さきにも述べたように早急に整備されねばならないが、長期研究計画調査委員会生物科学将来計画小委員会においても、わが国の生物科学の発展のためにその計画の一環としての重要性を認め、先の科学研究第1次5ケ年計画の検討に際しても早急に政府に勧告すべき事項の一つとして取りあげている。

研究用生物系統株の保存利用機構としては対象とする生物の特性利用分野からみて、次の3機構に分けることが適当と認められる。

特に、次の3機構を生物科学の基盤面として統一的な見地から整備することが必要である。

1. 研究用微生物株保存利用機構、微生物株センター（仮称）
2. 研究用高等動植物生殖質保存利用機構、遺伝子センター（仮称）
3. 研究用純系動物保存利用機構 実験動物センター（仮称）

これらの機構は何れも研究事業のほかに、サービスの事業を多く含んでいるので、その運営に当ってはとくに民主的に各方面の要望が受け入れられるよう配慮されることが必要である。

各センターの設立は、生物科学将来計画の一環をなし、それぞれ年次計画のもとに実現をはかろうとしている。

資 料 1.

ユネスコ「微生物の研究の促進」事業について

1962年の第12回ユネスコ総会において、わが国から提案された「微生物の研究の促進」案が自然科学事業の一つとして採択され、1964年の第13回総会で1965年に始まる10年計画として（「微生物の10年」 Microorganisms Decade）1965～1966年度事業予算（\$28000）を決定し、以後、逐次総会で2年ごとの事業予算を決定することにしている。この事業の実施は国際微生物学会連合（IAMS）が主として当り、ユネスコの関係で国際細胞学研究機構（ICRO）も参加し、IAMS加盟各国の国内委員会はそれぞれ事業の実施案を検討し、事業の遂行を期している。なお、この事業の第1年次事業の実施のために、1965年2月ラバットで、ICROの Section of Applied Microbiology の委員会が開かれ、わが国からも有馬 啓委員（東

京大学)を派遣し、これに参加させた。

本自然科学事業は、次の内容をもつものである。

1. 事業の目的

ユネスコは天然資源の開発利用のために生物科学研究の促進及び調整する事業(水科学・土壌生物学、乾燥地帯、湿性熱帯、海洋科学等)を行なっているが、微生物研究の重要性からみて、これを促進することにより、上記の諸事業の成功に大きく貢献すると予想される。また微生物の研究成果を科学及び各種産業に応用して生物学、医学の進歩、農業、工業、医薬等の発達を促進し、とくに新興国の急速な社会的、経済的発達に必要な資源の開発を可能にすることもできる。本事業はこれらを目的としている。

2. 微生物の範囲

次の微生物を事業の対象とする。

- (1)菌類(カビ、酵母等) (2)細菌類(バクテリア、放線菌等) (3)微細藻類(ウイルス、リケッチャ、原生動物、ネオプラズマ等)

3. 事業の内容

この事業のために、ユネスコは下記の事業を行なう。

(1) 微生物株の保存、交換のための国際組織の育成

微生物株の保存、交換は微生物の科学的研究の重要な基盤をなし、微生物を利用する産業界へも大きく奉仕することになる。よって保存、交換の業務を円滑に実施するために、国際協力体制を整備する必要があるので、次の事業を行なう。

(a) 保存、交換センターの設置

地域別、種類別および目的別にセンター(その近似機構を含む)を設け、微生物株の保存交換につとめ、他の範囲との交換業務を行なう。センターの設置には既存の機関の活用も考えられるが、特に低開発地域では研究所の設置によりセンターの役割を果しうるようにする。

(b) センター間の業務調整

現在の各保存機関間の自由意志による相互連けいをユネスコによって、例えば菌株目録の作成、分譲価格等について国際的な標準化を行ない、菌株およびその情報の国際的交換を円滑にさせる。

以上の計画に対して、国際学術連合会議(ICSU)、国際連合食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)、その他と連絡する。

(2) 微生物資源開発

微生物資源を開発し、これを産業へ応用して人類の福祉、社会の発達に寄与し、とくに低開発地域は未開発微生物の宝庫となるので、とくにその開発に着手する。

(3) 微生物の研究と研修に対する助成

各国で行なわれている微生物の研究をICSUの協力を得て奨励助成する。たとえば、各国

間の研究者，情報の交換，国際的シンポジウムの開催，必要資料の出版等を行ない，国際協力体制をつくる。必要とする分野について若い研究者の研究を行なう。また，低開発地域の微生物の専門家を養成するために，フェローシップの提供，研修コース等の開催等を行なう。

7-61

庶 発 第1458号 昭和43年11月15日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振 一 郎

(写送付先：科学技術庁長官，大蔵，文部および通商産業各大臣)

基礎有機化学研究所（仮称）の設立について（勧告）

標記のことについて，本会議第51回総会の議に基づき，下記のとおり勧告します。

記

基礎有機化学の研究は，有機化合物に関する基礎的知見を供給するという意味で，純学術的に重要であるのみならず，応用の分野に新しい発展開発の萌芽を供給し，化学工業の隆盛をもたらした。しかし，現在このような応用面の急激な分化的発展の故に，かえって基礎的分野の研究は取り残される傾向がある。ことにわが国では応用の成果の導入に急であったが，基礎的基盤はつちかわれず，このままでは基礎研究の重要性に目覚めた欧米との格差はますます増大することは必然であり，この際基礎有機化学の研究による新しい知見の発見，創造，蓄積を強力に推進する必要がある。このためには，構造，反応，合成に関する基礎有機化学研究所の三つの柱が強く協力する場としての基礎有機化学研究所を設立することが最も適切な方策である。また，そこに有機化学データ，有機化学試料，有機化学機器測定，の三つの最新のセンター施設において，その総合的運営により全国の細分化された有機化学研究の中核となる共同利用研究所たらしめたい。

よって，ここに共同利用研究所として基礎有機化学研究所（仮称）が速やかに設立されるよう勧告する。

別添資料：「基礎有機化学研究所（仮称）設立の目的ならびに設立案」，同「構成部門の内容説明」